

二 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 「一〇十五 略」 十六 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項 イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項 ロ 「略」 ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。次条第一項第十五号ハにおいて同じ。）	（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 「同上」 「一〇十五 同上」 十六 「同上」 イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項 ロ 「同上」 ハ 「同上」

(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生

可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。

）である場合 再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の二第一項に規定する市場取引等をいう。）

の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。

）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）の名称、

基準価格（同法第二条の三第一項に規定する基準価格をいう。以下同じ。）交付期間（同項に規定する交付期間をいう。以下同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項を

いう。）再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) 当該再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する認定発電設備である場合 再生可能エネルギー

「加える。」

(1)

当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）に該当する場合 再生可能

ー発電設備に係る特定契約（同法第二条第五項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。（3）において同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。以下同じ。））、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。））その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。（再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

（3）（1）及び（2）に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（認定業者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。））、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備

エネルギー発電設備に係る特定契約（同項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（認定事業者（同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。））、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。））その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。（再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

（2）（1）に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（認定業者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。））、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ
〔略〕

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項各号に定める基準への適合に関する事項

〔へ・ト 略〕

〔十七〇二十九 略〕

〔二〇七 略〕

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一〇十四 略〕

十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

〔イ〇二 略〕

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項各号に定める基準への適合に関する事項

〔へ・ト 略〕

〔十六〇二十五 略〕

ニ
〔同上〕

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項各号に定める基準への適合に関する事項

〔へ・ト 同上〕

〔十七〇二十九 同上〕

〔二〇七 同上〕

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 〔同上〕

〔一〇十四 同上〕

十五 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項各号に定める基準への適合に関する事項

〔へ・ト 同上〕

〔十六〇二十五 同上〕

〔2〕
5
略

〔2〕
5
同上

別紙様式第1号（第57条関係）

附 属 明 細 表

[第1～第6 略]

第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表

(1) [略]

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

[表略]

(表示上の注意)

1 [略]

2 「名称」欄には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。

[3～5 略]

6 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。

7 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては認定事業者の名称、それ以外の場合にあっては供給者の名称を表示すること。

8 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら以外の場合にあっては電力受給契約の相手方の名称を表示すること。

別紙様式第1号（第57条関係）

附 属 明 細 表

[第1～第6 同左]

第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表

(1) [同左]

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

[同左]

(表示上の注意)

1 [同左]

2 「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。

[3～5 同左]

6 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。

7 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては認定事業者に該当する者の名称、それ以外の場合にあっては供給者に該当する者の名称を表示すること。

8 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては特定契約の相手方の名称、それ以外の場合にあっては電力受給契約の相手方の名称を表示すること。

9 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。</u> 10 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。</u> [11～14 略] (3) [略] [第8～第10 略]	9 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては調達価格、それ以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。</u> 10 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては調達期間、それ以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。</u> [11～14 同左] (3) [同左] [第8～第10 同左]
備考 表の [] の記載は必須でない。	